# 省令

## ○環境省令第十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

環境大臣　細野　豪志

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中「平成十九年九月十五日から平成二十四年九月十四日まで」を「平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで」に改め、同条第二項の表マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、コガモ（アナス・クレカ）、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・ニグラ）の項中「網を使用する場合にあっては、」を「（ただし、網を使用する場合にあっては、」に改め、「二百羽」を「合計して二百羽」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年九月十五日より施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。